

第 5 9 回伊方町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年12月15日（水）伊方町役場3階 会議室	
出席委員氏名	委員長 氏家 勲（愛媛大学大学院教授） 委員 安藤 潔（弁護士） 委員 古谷 佑一（税理士）	
審査対象期間	令和3年1月1日から令和3年9月30日まで（3期分）	
抽出案件	総件数 7 件	（備考）
指名競争入札	4 件	抽出の考え方（全委員） 落札額が高い工事 落札率が高い工事
制限付一般競争入札	3 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
【指名競争入札】 1 伊方町移住定住空き家活用住宅改修工事 (二名津166番地1、166番地2) ・指名入札の場合、土木工事だとあまり参加業者が多くないが、建築工事のだと指名した業者は、応えて入札してくれるのか。 ・3社辞退しているが、理由があるのか。 ・入札結果を見ると4社が同じ金額で、地元の業者が落札したのはたまたまなのか。 ・その中でも、地元なので取りにいく気があって低く入れたという事か。 【指名競争入札】 2 佐田岬灯台公園災害復旧工事 ・指名した業者は何社か。 ・これは、3社しかいないのか。 ・三崎内に絞った理由はあるのか。 ・参考に聞きたいのだが、復旧工事や緊急を要する工事の時に、随意契約などはできるのか。	・公共工事の建築工事は年間を通じて件数が多いため、指名した場合参加いただいている。 ・1社については、個人でされている大工で、もう1社については、伊方地域のため工事の場所と距離があるので辞退されたのかと思われる。あと1社は建築業者であるが、主に建具の業者であり、改修工事には参加されなかったと思われる。 ・改修工事のため、改修してみないとわからない部分があり、建設業者が金額については図りかねる部分があつて、札を入れたのではないと思われる。 ・そうだと思われる。 ・3社で、1社辞退があつた。 ・三崎地域内に限定した場合3社となる。 ・年度末という事もあり、灯台なので、移動にも時間がかかるという事もあり、地元三崎からにした。 ・一つの目安として、130万円以下という随意契約をできる基準がある。例えば上下水道などで、どうしても早急に手を打たなければならないといけないという場合については、緊急性の度合いによっては随意契約も可能という事になっている。

意見・質問	回 答
・この状況なら随契で、この場合なら指名するとか基準があるのか。指名しても落札率が99.何パーセントとかなので、随意契約でこの金額でやった方が早く仕事が進む場合もあると思われる。 随意契約と指名入札のルールは決まっているのか。 【指名競争入札】 3 伊方中学校太陽光発電設備設置工事 ・入札参加資格を設定した考え方を詳しく伺えるか。 ・閲覧に供した設計図書というのは、伊方町の方から業者へ見せていたものが、業者からおかしいか、と指摘があってこのままだとできないので、積算を見直してほしいという指摘があったという事か。 ・一般競争入札よりも、指名の方が期間が短くなるというのはどの部分が減るのか。	・随意契約をできる金額の基準というのがあり、130万円以下というものがある。先ほど申し上げたように、水道でもあり得るのだが、排水管の破損によって断水が生じた、その復旧を1社随契で、急場をしのぐといったことで対応している。この入札については、金額も130万円を超えており、設計等も必要なため競争入札の原理を働かせて対応した。 ・当初、一般競争入札を行う予定で7月19日に入札公告を行った。8月11日に入札を執行する予定だったが、その後、入札参加資格申請期間内に3社の入札参加の申請があった。資格審査を行い、「資格あり」の通知を行った後、3社のうち1社から設計図書について質問があり、質問に沿って設計内容を精査したところ、積算に誤りが発覚したことから入札を中止し、再計算することを決定した。これを踏まえて、再度、同条件で一般競争入札を行ったとしても、この3社以上の参加は見込めないことが想定されたことと、国の交付決定の兼ね合いで、工期が制限された状態だったため、少しでも工期を確保する必要があったことから、申し出のあった資格のある3社を指名して、指名競争入札とした。その3社のうち1社は辞退したため、参加したのは2社という結果となった。 ・その通りである。 ・一般競争の場合、まず業者に手をあげていただき、役場内でその業者に資格があるか判断するという作業がある。指名競争入札の場合はこちらから指名するので、その作業がない分期間が短くなる。期間的に見ると、一般競争入札の場合は約1か月ほど、指名競争入札の場合は約2週間ほどという事で、短くなっている。

意見・質問	回 答
【指名競争入札】 4 町道入津松線法面对策工事 ・指名した業者は2業者か。 ・三崎地域内に限定されたのは、場所が三崎地域だからか。 ・予定価格は公表されているか。 ・指名の時に地区を限定するルールというのがあるのか。 ・それは公平性のある会議か何かで決まるのか。地区を狭めれば恣意的に業者を限定することができると思うが。	・指名は4社しており、2社辞退したため、入札は2業者で執行した。 ・その通りである。特に道路事業については、地域性もあり、地域の方々の協力が必要となるため、現場に精通している三崎地域に限定して指名した。 ・公表している。 ・明確なルールはない。発注担当課において、工事の性格や現場の状況などを鑑みて、地域を限定して指名をする。町内全域において指名をするというような判断を発注課でして、提案をしている。 ・入札業者の選定、入札方式の決定は、競争参加資格審査委員会という会議がる。発注課で、現場状況等を踏まえたうえで、今回の工事については、こういった入札方式でさせて頂きたいと提案したうえで、会議で審議し入札に臨んでいる。
【制限付一般競争入札】 5 町道宇和海線道路改良工事（4工区） ・参加業者が1社しかないのだが、1社しかないのは何か考えられることはあるか。 ・すでに3工区まで終わっているが、今回4工区か。	・発注時期が年度当初の5月の頭に実施したという事で、他の事業の状況を見ると、発注時点においては、県事業等も含め、繰越工事がかなりあるという事で、かなりの事業をそれぞれの業者が持っていた。そのことから配置予定の技術者の確保が難しかったのではないかとと思われる。 ・工区工事については、町道宇和海線の道路計画が集落間を接続しているという事で、全長が長いため、それぞれの工期を設定している。そのうちの4工区の工事を今回実施しているという事になる。

意見・質問	回 答
・制限付きの場合は、事前に業者が手をあげ、その時に、1社しか申請がなかったら、1社しかなかったのが指名競争に変える、という事はできないのか。 ・それは、わかる。ただ、多くの業者に入札してもらうため、あえて指名するというのはできないのか。制限があるから条件を満たす業者を指名というのはいけないのか。 ・逆に1社に対して不公平になるという事か。	・制限付一般競争入札という事で、このような案件がありますよという公告をしたうえで、申し込みがあったの業者が1社であったと。入札自体は、制度上1社でも応札可という事になっているので成立する。 ・初めから指名にするのであれば、それでよろしいかと思うが、もともと公告に基づいて手をあげた業者が応札するというルールがある。 ・その通り。
【制限付一般競争入札】 6 公営住宅伊方団地昇降機設備改修工事 ・落札率が100%という事で選定したのだが、予定価格が公開されていて、もし、対応可能業者が1社だけなら予定価格で応札すると思われる。この工事のために伊方町に、北海道や沖縄から応札するというのはいり得ないと思うのだが、実際あり得る範囲で言うと何業者位のあるのか。 ・少なくとも県内の18社に関しては、何らかの形で対応可能という可能性が高いという事か。それにも関わらず1社しか手をあげなかったという事でよいのか。 ・日立のエレベーターの改修工事だよそのメーカーが入ってくるというのは考えにくいのか。	・機械設置工事で、登録している業者数は、全国だと75社、そのうち県内は18社、県外は57社ある。 ・発注課としても、どのエレベーターのメーカーでもこういった改修工事について、実施できるのかを調査し、結果として、建設業法の「機械器具設置工事業」の許可を有していれば、施工可能であると確認したうえで、制限付一般競争入札で、広く募集した。結果として、元々システムを作った業者1社という結果になってしまったという事である。 ・こういった工事が日立しかできないのか、そんな事はないのか、というところから、業者に広く公募して入札を発注し、他社の方が落札した場合でも十分品質を確保できるという判断から発注をしたが、結果として受け止めている。

意見・質問	回 答
【制限付一般競争入札（総合評価落札方式）】 7 伊方地区水産物供給基盤機能保全事業 ・総合評価落札方式を適用する条件があるのか。 ・これは、普通の入札とは違うのか。 ・他に何社か応札があつて、価格が仮によかったとしても、評価値で逆転することもあるのか。 ・この工事を抽出する理由があるのか。	・県の委員会で、この案件で実施してよいかというのを諮っている。年度当初に、伊方町の内部委員会で何点か抽出し、県にこの案件で総合評価で入札を行ってよいか報告している。うちの一件がこちらとなっている。 ・評価値というものがあり、入札価格以外のところでも評価するという方式のもの。例えば配置予定の技術者であったり、施工実績であったり、町内・町外であったり、そういったものが加算点として評価値に加算さる。価格以外の面で、入札に有利になる部分があると言うのが、この総合評価落札方式である。 ・その通りである。 ・町の基準から800万円以上の工事であることが第一の基準としてある。 ・また、金額ではなく評価値があり、最終的には品質確保を目指している。この工事については、物揚場老朽化施設を更新していく工事であり、町内においても施行実績の例が少く、この工事は仮設工あたりの日数がかかるため、それを含めて品質確保を求めたいというところから、総合評価落札方式により提案をしたもの。
問い合わせ先 〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町入札監視委員会事務局（伊方町役場 総合政策課内） TEL 0894-38-0211	